改正

昭和48年9月27日条例第24号 昭和54年1月1日条例第1号 昭和54年5月1日条例第12号 平成3年7月20日条例第23号 平成4年9月29日条例第30号 平成6年3月30日条例第2号 平成6年12月20日条例第34号 平成7年7月7日条例第28号 平成12年3月28日条例第27号 平成12年12月15日条例第50号 平成14年9月20日条例第24号 平成14年9月20日条例第27号 平成16年6月15日条例第19号 平成18年9月19日条例第46号 平成20年3月26日条例第3号 平成24年6月19日条例第11号

千歳市子ども医療費助成条例

(目的)

- 第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部をその保護者に対し助成することにより、子ども の疾病の早期診断と早期治療を促進し、その保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。 (用語の定義)
- **第2条** この条例において「子ども」とは、12歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者 をいう。
- 2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、後見人その他の者で、現に子どもと生計を 共にし、かつ、世帯を同じくしている者をいう。
- 3 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。
 - (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)

- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (4) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (5) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- 4 この条例において「医療費」とは、助成の対象となる者の疾病又は負傷について、医療保険各 法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額(その者 が医療保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関 する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)と当該疾病 又は負傷について国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときの給付額と を合算した額が、当該医療に要する費用の額に満たないときのその満たない額をいう。
- 5 この条例において「一部負担額」とは、医療保険各法の規定により医療を受けた場合の規則で 定める額をいう。
- 6 この条例において「基本利用料」とは、医療保険各法の規定により指定訪問看護を受けた場合 の規則で定める額をいう。
- 7 この条例において「食事療養標準負担額」とは、医療保険各法の規定により負担すべき健康保 険法第85条第2項の食事療養標準負担額をいう。
- 8 この条例において「付加給付」とは、医療保険各法の規定により被保険者若しくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において付加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該医療保険各法の規定により付加給付されるもの及び国民健康保険法第43条第1項の規定により一部負担金の割合が減じられている場合の当該減じられた割合に相当する額をいう。(助成の対象)
- 第3条 この条例による医療費の助成の対象となる者は、市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第6条の住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれにも該当しない医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者である子どもとする。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第15条に規定する医療扶助を受けている者
 - (2) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設に入所し、措置医療を受けている者
 - (3) 所得の額が規則で定める額以上である保護者(子どもの生計を主として維持する者に限る。) に監護されている者

(助成の額)

- 第4条 市が助成する額は、保護者が負担すべき医療費(10歳に達する日の属する年度の初日から 12歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者にあつては、入院及び指定訪問看護に係る ものに限る。)から一部負担額、基本利用料、食事療養標準負担額及び付加給付の額を控除して 得た額とする。
- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の一部負担額、基本利用料又は食事療養標準負担額を減額して控除し、又は控除しないことができる。

(助成の申込み)

第5条 医療費の助成を受けようとする者は、規則で定める申込書を市長に提出しなければならない。

(受給者証の交付)

第6条 市長は、前条の申込書の提出があつた場合において、医療費の助成を受けることができる 者であると認めたときは、子ども医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付するもの とする。

(受給者証の提示)

第7条 受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、当該子どもが医療保険各法に 規定する保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)において医療を受けよ うとするときは、当該保険医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

(助成の方法)

- **第8条** 医療費の助成は、その助成する額を保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。
- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該助成する額を受給者 に支給することができる。

(届出義務)

- **第9条** 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。
 - (1) 氏名又は住所を変更したとき。
 - (2) 第3条の規定に該当しなくなつたとき。
 - (3) 医療保険各法における被保険者、組合員又は被扶養者としての資格に変更等があつたとき。 (譲渡又は担保の禁止)
- 第10条 受給者は、この条例による助成を受ける権利を他に譲渡し、又は担保に供してはならない。 (助成金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により助成を受けた者があるときは、その者から当該助成 を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(損害賠償との調整)

第12条 市長は、受給者が助成の対象となつた疾病又は負傷について第三者から損害賠償を受けた ときは、その額の限度内において助成する額の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した 額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年9月27日条例第24号)

この条例は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則(昭和54年1月1日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例施行の日以後の医療に係る一部負担金から適用する。

附 則(昭和54年5月1日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年7月20日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、平成3年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の千歳市乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成4年9月29日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、平成4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の千歳市乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成6年3月30日条例第2号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年12月20日条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。

(標準負担額に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から平成8年9月30日までの間は、この条例の規定による改正後の千歳市 乳幼児医療費助成条例第2条第7項中「健康保険法第43条の17第2項に規定する厚生大臣が定め る額」とあるのは「600円(健康保険法第43条の17第2項の厚生省令で定める者については、厚生 大臣が別に定める額)」とする。

附 則(平成7年7月7日条例第28号)

この条例は、平成7年10月1日から施行する。

附 則(平成12年3月28日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の千歳市乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年12月15日条例第50号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成14年9月20日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の千歳市乳幼児医療費助成条例、千歳市重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例及び千歳市老人医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成14年9月20日条例第27号)

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附 則(平成16年6月15日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の千歳市乳幼児医療費助成条例(以下「改正後の条例」という。)第3 条の規定は、平成13年4月1日以後に生まれた乳幼児に係る医療費の助成について適用し、同日 前に生まれた乳幼児に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 前項に定めるもののほか、改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年9月19日条例第46号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の千歳市乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月26日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の千歳市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成24年6月19日条例第11号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。